

第 2 章 舗 装

第 1 節 適用

1. 本章は、道路工事における道路土工、地盤改良土、舗装工、排水構造物工、縁石工、踏掛版工、防護柵工、標識工、区画線工、道路植栽工、道路付属施設工、橋梁付属物工、仮設工、その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 道路土工、地盤改良工、仮設工は、道－Ⅰ－１－３－３第 3 項道路土工、第Ⅰ編第 1 章第 7 節地盤改良工及び第 10 節仮設工の規定によるものとする。
3. 本章に特に定めのない事項については、工事請負共通仕様書（共通）、工事請負共通仕様書（道路河川土木工事）の規定によるものとする。

第 2 節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**を求めなければならない。

日本道路協会	舗装の構造に関する技術基準・同解説	(平成13年 9 月)
日本道路協会	舗装設計施工指針	(平成18年 2 月)
日本道路協会	舗装施工便覧	(平成18年 2 月)
日本道路協会	舗装設計便覧	(平成18年 2 月)
日本道路協会	舗装再生便覧	(平成16年 2 月)
日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書・同解説	(平成 4 年12月)
日本道路協会	道路土工 排水工指針	(昭和62年 6 月)
日本道路協会	道路土工 施工指針	(昭和61年11月)
日本道路協会	道路緑化技術基準・同解説	(昭和63年12月)
日本道路協会	プラント再生舗装技術指針	(平成 4 年12月)
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	(平成19年年6月)
日本道路協会	道路照明施設設置基準・同解説	(平成19年10月)
日本道路協会	視線誘導標設置基準・同解説	(昭和59年10月)
日本道路協会	道路反射鏡設置指針	(昭和55年12月)
日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説	(平成20年1月)
日本道路協会	道路標識設置基準・同解説	(昭和62年 1 月)
日本道路協会	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	(昭和60年 9 月)
インターロッキングブロック舗装技術協会	インターロッキングブロック舗装設計施工要領	(平成19年3月)
日本道路協会	道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計・施工資料	(昭和62年 1 月)
建設省	道路付属物の基礎について	(昭和50年 7 月)
日本道路協会	舗装試験法便覧 別冊	(平成 8 年10月)

自転車駐車場研究会	自転車駐車場整備マニュアル	(平成9年7月)
日本道路協会	路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針・同解説	(平成19年1月)
日本電気協会	日本電気技術規格委員会承認規格 (JESC)	
日本電気協会	電気技術規程 (JEAC)	
日本電気協会	電気技術指針 (JEAC)	
日本電気協会	高圧受電設備規程 (JEAC)	(平成20年9月)
日本電気協会	内線規程 (JEAC)	
日本電機工業会規格 (JEM)		
電池工業会規格		
日本電線工業会規格 (JCS)		
日本照明器具工業会規格 (JIL)		
公共建築協会	公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編)	
公共建築協会	公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編)	

第3節 舗装工

道Ⅲ-2-3-1 一般事項

1. 本節は、舗装工として、舗装準備工、橋面防水工、アスファルト舗装工、半たわみ性舗装工、ポーラスアスファルト舗装工、グースアスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、ブロック舗装工、構造物横取付工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、舗装試験法便覧の規定に基づき試験を実施しなければならない。
3. 受注者は、路盤の施工において、路床面又は下層路盤面に異常を発見したときは、その処置方法について監督職員と協議しなければならない。
4. 受注者は、路盤の施工に先立って、路床面の浮石、その他の有害物を除去しなければならない。

道Ⅲ-2-3-2 材 料

1. 舗装工で使用する材料については、道Ⅰ-1-6-2アスファルト舗装の材料、道Ⅰ-1-6-3コンクリート舗装の材料の規定によるものとする。
2. 受注者は、設計図書によりポーラスアスファルト混合物の配合設計を行わなければならない。また、配合設計によって決定したアスファルト量、添加材料は、監督職員の承諾を得なければならない。
3. 受注者は、舗設に先だって決定した配合の混合物について、混合所で試験練りを行い、設計図書に示す物性と照合し、異なる場合は、骨材粒度及びアスファルト量の修正を行わなければならない。
4. 受注者は、本条3項で修正した配合によって製造した混合物の最初の1日の舗設状況を観察し、必要な場合には配合を修正し、監督職員の承諾を得て現場配合を決定しなければならない。
5. 橋面防水層の品質規格試験方法は、道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計、施工資料3-3-2の規定によらなければならない。

6. ブロック舗装工で使用するインターロッキングブロックの規格は、インターロッキングブロック舗装技術協会の規格に適合するものとする。
7. ブロック舗装工で使用する視覚障害者誘導用ブロックは、**設計図書**（設計図集 10. 身障者施設）によるものとする。
8. ブロック舗装工で使用する各種コンクリート平板はJIS A 5371（プレキャスト無筋コンクリート製品）の規格に適合するものとする。

道Ⅲ-2-3-3 舗装準備工

舗装準備工の施工については、道Ⅰ-1-6-4 舗装準備工の規定によるものとする。

道Ⅲ-2-3-4 橋面防水工

1. 橋面防水工に加熱アスファルト混合物を用いて施工する場合は、道Ⅰ-1-6-5 アスファルト舗装工の規定によるものとする。
2. 橋面防水工にグースアスファルト混合物を用いて施工する場合は、道Ⅲ-2-3-8 グースアスファルト舗装工の規定によるものとする。
3. 受注者は、橋面防水工に使用する材料は、**設計図書**に特に定めない場合については、共Ⅰ-2-2-8 第1項一般瀝青材料によるものとする。
4. 受注者は、橋面防水工の施工にあたっては、道路橋床版防水便覧の規定及び本条橋面防水工及び道Ⅰ-1-6-5 アスファルト舗装工の規定によらなければならない。
5. 受注者は、橋面防水工の施工において、床版面に滞水箇所を発見したときは、監督職員に**報告**し、排水設備の設置などについて監督職員の**指示**に従わなければならない。

道Ⅲ-2-3-5 アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、道Ⅰ-1-6-5 アスファルト舗装工の規定によるものとする。

道Ⅲ-2-3-6 半たわみ性舗装工

1. 半たわみ性舗装工の施工については、道Ⅰ-1-6-5 アスファルト舗装工の規定によるほか、以下の各規定によるものとする。
 - (1) 受注者は下記に示す事項により、半たわみ性舗装用アスファルト混合物の舗設を施工しなければならない。
 - ① 半たわみ性舗装用アスファルト混合物（開粒度タイプ）の敷均しには、アスファルトフィニッシャーを用い、仕上がり面が平坦で締固め後に所定の断面、勾配が得られるように行う。レーキの使用は目詰まりの原因となるため最小限度にとどめるものとする。
 - ② 敷均し時の混合物の温度は120℃以上とし、初期転圧は110℃以上で行うものとする。
 - ③ 転圧用の機種については**設計図書**によるものとする。

転圧にあたっては、開粒度タイプのため合材の温度低下が著しいことから温度管理には十分注意を払うとともに速やかに敷均し、所定の転圧を行うものとする。

また、付着防止には水を用いるが後に浸透させるセメントミルクの品質に影響を与えぬよう

要最小限の使用にとどめるものとする。

(2) 受注者は、下記に示す事項により、セメントミルクを浸透させなければならない。

- ① セメントミルクの混合作業は原則としてグラウトミキサを用いて行うものとする。
- ② 使用材料はバッチ量に合わせ計量を行うものとする。
- ③ 浸透作業に先立ち、半たわみ性舗装用アスファルト混合物の表面は十分清掃を行うものとする。
また、浸透作業時に他の部分や路上の鉄蓋を汚さぬようマスキングテープ等を用い必要な処置を講ずるものとする。
- ④ 半たわみ性舗装用アスファルト混合物の端部が構造物等に接しない時は、セメントミルクが漏れぬような適切な処置を施し、浸透作業を行うものとする。
- ⑤ 半たわみ性舗装用アスファルト混合物舗設直後の浸透作業は、合材温度が50℃以下で行うものとする。
- ⑥ セメントミルクはミキサより直接施工面へやや多めに流し、ゴムレーキを用いて敷均したセメントミルクは振動ローラー等により全層に浸透するよう十分振動転圧を行うものとする。
- ⑦ 転圧後は、全浸透を**確認**のうえ、余剰のセメントミルクを骨材の表面が現れる程度にゴムレーキ等により削り取るものとする。
- ⑧ セメントミルクは超速硬タイプを標準とする。

(3) 交通開放に必要な養生時間は、セメントミルクの圧縮強度が5 N/mm²以上となるまでの時間とし、現場打設時にテストピースを採取し、強度の確認を行うこと。

2. 半たわみ性舗装用アスファルト混合物の骨材の合成粒度は、表Ⅲ－２－１に示す粒度範囲に入らなければならない。

表Ⅲ－２－１ 半たわみ性舗装用アスファルト混合物（開粒度タイプ）の骨材粒度

種 類		半たわみ性舗装用アスファルト混合物（13）
最 大 粒 径		13
通 過 質 量 百 分 率 (%)	19.0 mm	100
	13.2 mm	95～100
	4.75mm	10～ 35
	2.36mm	5～ 22
	600 μ m	4～ 15
	300 μ m	3～ 12
	150 μ m	—
	75 μ m	1～ 6

ただし、表Ⅲ－２－１に示す粒度は、使用する骨材がほとんど等しい比重を有する場合のものであって、比重が0.2以上異なる骨材が2種類以上ある場合には、骨材の粒度を補正するなど適当な措置を要する。

3. 半たわみ性舗装用アスファルト混合物は、表Ⅲ－２－２に示す基準値に合格するものでなければならない。

表Ⅲ－２－２ マーシャル試験基準値

密度 (g/cm^3)	安定度 (KN)	フロー値 (1/100cm)	空隙率 (%)	突固め 回数 (回)	突固め温度 ($^{\circ}\text{C}$)	アスフ アルト 量 (%)
1.90以上	2.94以上	20～40	20～28	50	アスファルトの動粘度が $300 \pm 30 \text{cSt} (\text{mm}^2/\text{s})$ (140 ± 15 セルビットロール秒) になる温度	3～4.5

4. 受注者は、半たわみ性舗装に使用するセメントミルクは、以下の各規定によらなければならない。

- (1) 使用するセメントは超速硬セメントを使用することとし、表Ⅲ－２－３の性状を標準とする。

表Ⅲ－２－３ 浸透用セメントミルクの標準的な性状

項 目	性状	試験方法
フロー値 (P ロート) 秒	10～14	舗装試験法便覧 5－3－7
圧縮強度 (7 日養正) Mpa	9.8～29.4	JIS R 5201
曲げ強度 (7 日養正) Mpa	2.0 以上	舗装試験法便覧 5－3－8

- (2) 添加材は樹脂エマルジョン及びゴムラテックスなどの材料とする。

- (3) 着色顔料はバイエル社の無機質顔料又は同等品以上とし、色は黒色とする。ただし、バスレーン部等の着色については**設計図書**によるものとする。また、配合割合は質量比（外割り）で4％を基準とする。

道－Ⅲ－２－３－７ ポーラスアスファルト舗装工

1. ポーラスアスファルト舗装工の施工については、道－Ⅰ－１－６－５アスファルト舗装工の規定によるものとする。
2. 受注者は、ポーラスアスファルト舗装工の施工にあたっては、舗装施工便覧第7章ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9－3－1排水機能を有する舗装の規定、舗装再生便覧2－7施工の規定によるものとする。

また、排水機能を十分発揮させるため、不透水層として構築された基層面の勾配については、速やかに排水施設へ排水できるように計画し、施工するものとする。

3. ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダー（アスファルト）はポリマー改質アスファルトH型とし、表Ⅲ－２－４の標準的性状を満足するものでなければならない。

表Ⅲ－２－４ ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状

項目	種類	H型	
	付加記号		H型－F
軟化点	℃	80.0以上	
伸度	(7℃) cm	—	—
	(15℃) cm	50以上	—
タフネス(25℃)	N・m	20以上	—
テナシティ(25℃)	N・m	—	—
粗骨材の剥離面積率	%	—	—
フラス脆化点	℃	—	－12以下
曲げ仕事量(－20℃)	kPa	—	400以上
曲げスティフネス(－20℃)	MPa	—	100以下
針入度(25℃)	1/10mm	40以上	
薄膜加熱量変化率	%	0.6以下	
薄膜加熱針入度残留率	%	65以下	
引火点	℃	260以上	
密度(15℃)	g/cm ³	試験表に付記	
最適混合温度	℃	試験表に付記	
最適締固め温度	℃	試験表に付記	

4. タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤（PKR－T）を使用することとし、共－１－２－８第１項一般瀝青材料、（５）石油アスファルト乳剤表２－２－32の標準的性状を満足するものでなければならない。

5. ポーラスアスファルト舗装用混合物の配合は表Ⅲ－２－５の粒度を標準とし、表Ⅲ－２－６に示す目標値に適合するように決定しなければならない。

なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、舗装設計施工指針、舗装施工便覧に従い、ダレ試験、カンタプロ試験の併用により最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績（過去１年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績又は定期試験による配合設計書について監督職員が**承諾**した場合に限り、配合設計を省略することが出来る。

表Ⅲ－２－５ ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲

ふるい目 呼び寸法		粒 度 範 囲	
		最大粒径（13）	最大粒径（20）
通過百分率 （%）	26.5mm	—	100
	19.0mm	100	95～100
	13.2mm	90～100	64～84
	4.75mm	11～35	10～31
	2.36mm	10～20	10～20
	75μm	3～7	3～7
アスファルト量		4～6	

[注] 上表により難しい場合は監督職員と協議しなければならない。

表Ⅲ－２－６ ポーラスアスファルト混合物の目標値

項 目	目 標 値
空隙率 %	20程度
透水係数 cm/sec	10 ⁻² 以上
安定度 kN	3.43以上
動的安定度（DS） 回/mm	一般部 4,000程度 交差点部 5,000程度

[注1] 突き固め回数は両面各50回とする。

（動的安定度は、N7交通の場合を示している。他はわだち堀れ対策に準ずる。）

[注2] 上表により難しい場合は監督職員と協議しなければならない。

6. 混合時間は骨材にアスファルトの被覆が充分に行われ均一に混合できる時間とする。ポーラスアスファルト混合物は粗骨材の使用量が多いため通常のアスファルト混合物と比較して骨材が過加熱になりやすいなど温度管理が難しく、また、製品により望ましい温度が異なるため、混合温度には十分注意をし、適正な混合温度で行わなければならない。

7. 施工方法については、以下の各規定によらなければならない。

(1) ポーラスアスファルト舗装工は、不透水層の再構築を基本とするが、やむを得ず既設舗装版を不透水層とする場合は、事前又は路面切削完了後に舗装版の状況を調査し、その結果を監督職員に

報告するとともに、ひび割れ等が認められる場合は、雨水の浸透防止あるいはリフレクションクラック防止のための処置を監督職員の**承諾**を得てから講じなければならない。（切削オーバーレイ、オーバーレイの工事の場合）

- (2) 混合物の舗設は、通常の混合物より高い温度で行う必要がある上、温度低下が通常の混合物より早く、しかも製品により望ましい温度が異なるため、特に温度管理には十分注意し速やかに敷均し、転圧を行わなければならない。
- (3) ポーラスアスファルト舗装の継目の施工にあたっては、継目をよく清掃した後、加温を行い、敷均したポーラスアスファルト混合物を締固め、相互に密着させるものとする。また、摺り付け部の施工にあたっては、ポーラスアスファルト混合物が飛散しないよう入念に行わなければならない。
- (4) 受注者は、アスファルトの動粘度が150～300cStを示す温度範囲（170℃～185℃）の中から混合温度を決定し、混合物を加熱しすぎないように温度管理を行うものとし、混合物出荷時には、トラック上で温度を測定し**報告**しなければならない。

なお、施工時期及び時間帯を考慮して、運搬時における混合物の保温対策は適切に行わなければならない。

混合物の出荷時にもホイールトラッキング試験1回（3組）／日を実施するものとする。

- (5) ポーラスアスファルト舗装用混合物の初期転圧温度（一般に140～160°）は、通常のアスファルトにより高い温度が必要であり、開粒度タイプのため温度低下も著しいことから、温度管理には十分注意を払うとともに、速やかに敷均し転圧を行うものとする。仕上げ転圧については混合物の温度が70～90°程度になってから行うものとする。
- (6) 受注者は、アスファルト混合物の敷均しは、アスファルトフィニッシャーにより、仕上がり面が平坦で、締固め後に所定の断面、勾配が得られるように行う。また、レーキの使用は空隙づまりの原因となるため最小限度にとどめるものとする。
- (1) 舗装完了後の交通開放は、舗装表面の温度が50℃以下に下がってから交通開放しなければならない。

8. 一般部、交差点部の標準的な1日あたりの施工工程を**施工計画書**に記載するものとする。なお、作成にあたり、夏期においては初期わだち掘れ及び空隙つぶれに影響を与える交通開放温度に、冬期においては締固め温度に影響を与えるアスファルト混合物の温度低下に留意しなければならない。

道－Ⅲ－2－3－8 グースアスファルト舗装工

1. 受注者は、グースアスファルト舗装工の施工に先立ち、基盤面の有害物を除去しなければならない。なお、有害物の除去方法については、**設計図書**によるものとする。
2. 受注者は、基盤面に異常を発見したときは、その処置方法について監督職員と**協議**しなければならない。
3. 受注者は、グースアスファルト混合物の舗設にあたっては、ブリスタリング等の障害が出ないように、舗設面の汚れを除去し、乾燥させなければならない。
また、鋼床版面はさびや異物がないように素地調整を行うものとする。

4. 受注者は、グースアスファルト混合物の混合は、バッチ式のアスファルトプラントで行い、グースアスファルト混合物の混練・運搬にはクッカを用いなければならない。
5. 受注者は、グースアスファルト舗装工の施工にあたっては、舗装施工便覧第9章9-4-2 グースアスファルト舗装の規定によるものとする。
6. 接着剤の塗布にあたっては、以下の各規定によらなければならない。
- (1) 受注者は、接着剤にゴムアスファルト系接着剤の溶剤型を使用しなければならない。
- (2) 接着剤の規格は表Ⅲ-2-7又は表Ⅲ-2-8に適合しなければならない。

表Ⅲ-2-7 接着剤の規格 鋼床版用

項 目	規 格 値	試 験 法
	ゴムアスファルト系	
不 揮 発 分 (%)	50以上	JIS K 6833
粘度 (25℃) [Poise(Pa・s)]	5 (0.5)以下	JIS K 6833
指触乾燥時間 (分)	90以下	JIS K 5400
低温風曲試験 (-10℃、3mm)	合格	JIS K 5400
基 盤 目 試 験 (点)	10	JIS K 4001
耐湿試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K 5664
塩水暴露試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K 5400

[注] 基盤目試験の判定点は(財)日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。

表Ⅲ-2-8 接着剤の規格 コンクリート床版用

項 目	アスファルト系 (ゴム入り)溶剤型	ゴム系溶剤型		試験方法
		1次プライマ	2次プライマ	
指触乾燥時間 (20℃)	60分以内	30分以内	60分以内	JIS K 5400
不揮発分 (%)	20分以上	10分以上	25分以上	JIS K 6833
作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5400
耐久性	5日間で異常のないこと			JIS K 5400

- (3) 受注者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ・ローラバケ等を用いて、まず0.3～0.4ℓ /m² の割合で塗布しなければならない。塗布は、鋼床版面にハケ・ローラバケ等を用いて、0.15 ℓ /m²～0.2 ℓ /m²の割合で1層を塗布し、その層を約3時間乾燥させた後に1層目の上に同じ要領によって2層目を塗布することとする。

(4) 受注者は、塗布された接着剤が損傷を受けないようにして、二層目の施工後12時間以上養生しなければならない。

(5) 受注者は、施工時に接着剤をこぼしたり、部分的に溜まる等所要量以上に塗布して有害と認められる場合や、油類をこぼした場合には、その部分をかき取り再施工しなければならない。

7. 受注者は、夏期高温時に施工する場合は、以下の各規定によらなければならない。

(1) 受注者は、夏期高温時に施工する場合には、流動抵抗性が大きくなるように瀝青材料を選択しなければならない。

(2) 骨材は道－Ⅰ－1－6－2 アスファルト舗装の材料の規定によるものとする。

また、フィラーは石灰岩粉末とし、共－1－2－2－3 第5項フィラーの品質規格によるものとする。

8. グースアスファルトの示方配合は、以下の各規定によるものとする。

(1) 骨材の標準粒度範囲は表Ⅲ－2－9に適合するものとする。

表Ⅲ－2－9 骨材の標準粒度範囲

ふるい目の開き	通過質量百分率 (%)
19.0 mm	100
13.2 mm	95～100
4.75 mm	65～85
2.36 mm	45～62
600 μm	35～50
300 μm	28～42
150 μm	25～34
75 μm	20～27

(2) アスファルトの標準混合量の規格は表Ⅲ－2－10に適合するものとする。

表Ⅲ－2－10 標準アスファルト量

	混合物全量に対する百分率 (%)
アスファルト量	7～10

(3) 受注者は、グースアスファルトの粒度及びアスファルト量の決定にあたっては配合設計を行い、監督職員の承諾を得なければならない。

9. 設計アスファルト量の決定については、以下の各規定によらなければならない。

- (1) 示方配合されたグースアスファルト混合物は表Ⅲ－２－11の基準値を満足するものでなければならない。

表Ⅲ－２－11 アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値

項 目	基 準 値
流動性試験、リュエル流動性 (240℃) sec	3～20
貫入量試験、貫入量 (40℃、52.5kg/5cm ² 、30分) mm	表層 1～4 基層 1～6
ホイールトラッキング試験、動的安定度 (60℃、6.4kg/cm ²) 回/mm	300以上
曲げ試験、破断ひずみ (-10℃、50mm/min)	8.0×10 ⁻³ 以上

[注] 試験方法は、「舗装試験法便覧」を参照する。

- (2) グースアスファルト混合物の流動性については同一温度で同一のリュエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の重量などにより現場での施工法に差が出るので、受注者は、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。
- (3) 受注者は、試験の結果から基準値を満足するアスファルト量がまとまらない場合には、骨材の配合等を変更し、再試験を行わなければならない。
- (4) 受注者は、配合を決定したときには、**設計図書**に示す品質が得られることを**確認**し、**確認**のための資料を整理・保管し監督職員の請求があった場合は直ちに**提示**するとともに検査時に**提出**しなければならない。
- (5) 大型車交通量が多く、特に流動性が生じやすい箇所に用いる場合、貫入量は2以下を目標とする。
10. 現場配合については、受注者は舗設に先立って道－Ⅲ－２－３－８ グースアスファルト舗装工の9項の(4)で決定した配合の混合物を実際に使用する混合所で製造し、その混合物で流動性試験、貫入量試験等を行わなければならない。ただし、基準値を満足しない場合には、骨材粒度又は、アスファルト量の修正を行わなければならない。

11. 混合物の製造にあたっては、以下の各規定によらなければならない。

(1) グースアスファルトの標準加熱温度は表Ⅲ－２－12を満足するものとする。

表Ⅲ－２－12 アスファルトプラントにおける標準加熱温度

材 料	加 熱 温 度
アスファルト	220℃以下
石 粉	常温～150℃

(2) ミキサ排出時の混合物の温度は、180～220℃とする。

12. 敷均しの施工にあたっては、以下の各規定によらなければならない。

(1) 受注者は、グースアスファルトフィニッシャー又は人力により敷均ししなければならない。

(2) 一層の仕上り厚は3～4 cmとする。

(3) 受注者は、表面が湿っていないときに混合物を敷ならすものとする。作業中雨が降り出した場合には、直ちに作業を中止しなければならない。

(4) 受注者は、グースアスファルトの舗設作業を監督職員が承諾した場合を除き、気温が5度以下のときに施工してはならない。

13. 目地工の施工にあたっては、以下の各規定によらなければならない。

(1) 受注者は、横及び縦継目を加熱し密着させ、平坦に仕上げなければならない。

(2) 受注者は、鋼床版上での舗装にあたって、リップ及び縦桁上に縦継目を設けてはならない。

(3) 受注者は、雨水等の侵入するのを防止するために、標準作業がとれる場合には、構造物との接触部に成型目地材を用い、局部的な箇所等小規模の場合には、構造物との接触部に注入目地材を用いなければならない。

(4) 成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表2－13の規格を満足するものでなければならない。

表Ⅲ－２－13 目地材の規格

項 目	規 格 値	試 験 法
針入度（円錐針）（mm）	9以下	舗装試験法便覧
流 動（mm）	3以下	
引張量（mm）	10以上	

〔注〕試験方法は、「舗装試験法便覧」を参照する。

(5) 成型目地材は、厚さが10mm、幅がグースアスファルトの層の厚さに等しいものでなければならない。

(6) 注入目地材の溶解は、間接加熱によらなければならない。

(7) 注入目地材は、高温で長時間加熱すると変質し劣化する傾向があるから、受注者は、できるだけ短時間内で指定された温度に溶解し、使用しなければならない。

(8) 受注者は、目地内部、構造物側面、成型目地に対してはプライマを塗布しなければならない。

- (9) プライマの使用量は、目地内部に対しては0.3L/m²、構造物側面に対しては0.2L/m²、成型目地材面に対しては0.3L/m²とする。

道Ⅲ-2-3-9 コンクリート舗装工

1. コンクリート舗装工の施工については、道Ⅰ-1-6-6 コンクリート舗装工の規定によるものとする。
2. 現場練りコンクリートを使用する場合の配合は監督職員の**承諾**を得なければならない。
3. 粗面仕上げは、フロート及びハケ、ホーキ等で行うものとする。
4. 受注者は、初期養生において、コンクリート被膜養生剤を原液濃度で70g/m²程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うこと。
5. 目地注入材は、加熱注入式高弾性タイプ（路肩側低弾性タイプ）を使用するものとする。
6. 横収縮目地及び縦目地は、カット目地とし、横収縮目地は30mに1箇所程度打込み目地を設けるものとする。

道Ⅲ-2-3-10 薄層カラー舗装工

薄層カラー舗装工の施工については、道Ⅰ-1-6-7 薄層カラー舗装工の規定によるものとする。

道Ⅲ-2-3-11 ブロック舗装工

1. ブロック舗装工の施工については、道Ⅰ-1-6-5 アスファルト舗装工の規定によるものとする。
2. 受注者は、ブロック舗装の施工について、ブロックの不陸や不等沈下が生じないよう路盤を入念に締固めなければならない。
3. 受注者は、ブロック舗装の端末部及び曲線部で隙間が生じる場合、半ブロック又は、コンクリートなどを用いて施工しなければならない。
4. 受注者は、ブロック舗装工の施工にあたっては、舗装施工便覧第9章9-4-8 インターロッキングブロック舗装の施工の規定、アスファルト舗装工事共通仕様書・同解説10章10-3-7 施工の規定、視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説第4章施工の規定によらなければならない。
5. 受注者は、インターロッキングブロック舗装で使用する材料及び施工については、インターロッキングブロック舗装設計施工要領（インターロッキングブロック舗装技術協会）の材料及び施工の規定によるものとする。なお、**設計図書**において標準色と指定した場合は、赤、黄、白、緑、茶、黒、グレーの7色より監督職員が**指示**するものとする。
6. 受注者は、インターロッキングブロック舗装で、特注品のインターロッキングブロック（研磨タイプ、珪砂入等）を使用する場合のインターロッキングブロックは、以下の各規定によるものとする。
 - (1) 表面層に使用するセメントは、白色及び普通ポルトランドセメントを使用し、表層に用いる碎石は**設計図書**によるものとする。なお特注色、珪砂入は、表面層に珪砂（4～6号）を用いるものとする。
 - (2) 表面層の厚さは10mm以上とし、表面層の粗骨材の最大寸法は20mm以下とする。

(3) 表面のすべり抵抗値は本項9の規定によるものとする。

7. 受注者は、れんが舗装の施工については、れんがは平らな面を表面にして計画高に合わせて平滑に敷き並べ、目地の幅は1 cm、目地の仕上げは天端までとし、目地モルタルは、目地内に空隙が生じないように流し込み、余分なモルタルは取り除いて通りよく目地ごてで丁寧に仕上げるものとする。

8. 受注者は、コンクリート（テラゾブロック）平板舗装の施工については、以下の規定によるものとする。

(1) 敷きモルタル施工に先立って、基礎がコンクリートの場合は表面に付着している泥やごみ等は取除き、表面を湿潤状態にし、路盤の場合は浮石やその他の有害物を除去して清掃しなければならない。

(2) 敷きモルタルは、十分空練りして適当な湿潤状態としなければならない。

(3) よく清掃した基礎又は路盤上にモルタルを一様に敷均し、計画高に合せてコンクリート平板を平らに敷きならべ、目地の幅は6 mmを標準とし、目地は通りよく仕上げなければならない。

(4) 目地モルタルはコンクリート平板の上に敷均した後、ブラシ等で目地内に空隙が生じないよう全体に行きわたるように流し込み、余分なモルタルは取除いて目地ごてで丁寧に仕上げなければならない。

(5) コンクリート平板は原則として地先境界ブロック側より敷きならべ、歩車道境界ブロック寄りに生じた半端な箇所や植樹ます・マンホール・電柱等で生じる半端な箇所は、全体の美観を損なわないように平板をカッティングして施工しなければならない。ただし、商店街等の道路で全幅をテラゾブロック平板等で舗装する場合は道路中心より両側に敷き並べるものとする。

(6) 据え終ったコンクリート平板に付着したモルタル等は、できるだけ早く取除かなければならない。

(7) テラゾブロック平板で舗装する場合の構造目地の幅は10mmを標準とし、基層コンクリートの目地と同じ位置に60～120m毎に設置するものとする。

(8) テラゾブロック平板で舗装する場合の構造目地設置時には、モルタル、水、ホコリ等は完全に取り除き、施工するものとする。特にシリコン系シーリングを設置する時に注意すること。

(9) テラゾブロック平板で舗装する場合は舗設前にテラゾブロック平板の見本品を作製し、色、形状などについて監督職員の**承諾**を得なければならない。

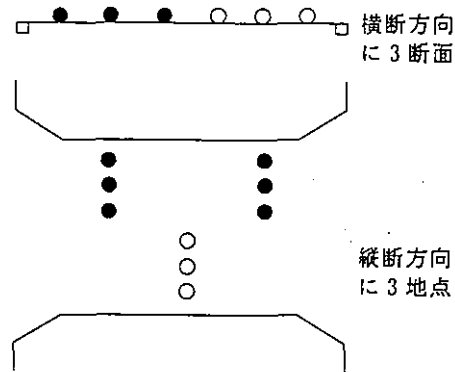
(10) テラゾブロック平板で舗装する場合は基層コンクリート及びテラゾブロック舗設後、衝撃等の有害な影響を受けないよう全面に合板、カーペット等を用いた覆工養生を行い、その存置期間については監督職員の**承諾**を得なければならない。

(11) テラゾブロック平板で舗装する場合は施工前に貼付模様図を作成し、監督職員の**承諾**を得なければならない。（模様図とは沿道各戸の前にどのような模様が来るのか判るものとする。）

(12) テラゾブロック平板舗装施工後の滑り抵抗値を施工面積630m²(7,000枚)以上及び商店街路は横断方向に3断面を基本として施工後（完成検査前）の滑り抵抗値を測定し、報告書（詳細位置図含む）を監督職員に**提出**するものとする。

なお、試験方法は、本項9及び図Ⅲ－2－1の要領にて測定する。

(13) 受注者は、基層コンクリートの施工については、道－I－1－6－6 コンクリート舗装工の規定によるものとする。



図Ⅲ－2－1 測定地点の取り方

9. 受注者は、コンクリート（テラゾブロック）平板舗装でテラゾブロック平板を使用する場合は、以下の各規定によるものとする。

(1) テラゾブロック平板は、JIS A 5411（テラゾ）の規格によるほか、以下の各規定によるものとする。

- ① 形状寸法は**設計図書**によるものとする。ただし、マンホール、ハンドホール又は道路構造物の周辺・街角等は現場に応じた寸法で工場製作するものとする。
- ② 表面層の厚さは、10mm以上とし、表面層に用いるセメントについては、白色又は普通ポルトランドセメント（JIS R 5210）を使用するものとし、顔料は無機顔料とし製品の品質を損なわないものでなければならない。
- ③ 表面層に用いる種石は、御影石、大理石又はじゃもん岩とし、製品の品質を損なわないものとする。また、最大粒径は15mm以上とする。
- ④ 表面層に用いる種石の出石率は、JIS A 5411（テラゾ）の規定により試験し、その値が50%以上でなければならない。
- ⑤ 仕上げ面は、片面仕上げとし、その色調は**設計図書**によるものとする。
- ⑥ 仕上げ面の研磨は、養生日数7日以降にカーボン研磨を行うこととする。また、ショットブラスト仕上げの場合は、研磨後に行うものとする。
- ⑦ 補強コンクリート層に用いる骨材は、清浄・強硬で、ごみ・泥・有機物等の有害量を含まず、かつ、最大粒径20mm以下とし、粗細粒を適切に混合したものとする。
- ⑧ テラゾブロック平板の曲げ強度は、5.0Mpa (51.0kgf/cm²) でなければならない。

(2) テラゾブロック平板の表面の滑り抵抗値は、表Ⅲ－２－14の方法で測定し、表Ⅲ－２－15の規定値に適合しなければならない。

表Ⅲ－２－14 滑り抵抗値の規格

試 験 機 種	BPST ^[注1]
供 試 体 数	7枚を原則
試 験 状 態	湿潤状態 ^[注2] と湿潤ふき取り状態 ^[注3]
試 験 回 数	1測点につき各5回
試 験 方 向	特殊なものを除き指定無し
測 定 結 果	各々の平均値
滑 り 抵 抗 値	湿潤状態・湿潤ふき取り状態の低い値

[注1] 英国式ポータブル・スキッドレジスタンステスターの略称（ASTM E 303に規定）

[注2] 舗装試験法便覧（日本道路協会・S63年度）によるものとし、建設局独自の
方法として1枚当たり約50ccの水を散水した状態

[注3] 湿潤状態にした後取水性の良い木綿布等を用いて軽くふき取った状態

表Ⅲ－２－15 表面処理の合格判定値

- ・ 個々の供試体のBPNは原則として30を下回ってはならない。
- ・ 7個平均の抵抗値が40を下回ってはならない。
- ・ 7個の標準偏差値が5以内であることが望ましい。

[注] 使用材料の供試体として、少なくとも7個のブロックを製造し、試験方法に従って滑り抵抗試験を行い、個々の測定値と平均値、標準偏差値をまとめ、使用材料承諾願いに添付するものとする。

※ 製造時に7000枚（630m²）毎及び商店街路は、路線単位毎に1組として任意に7供試体（資料）を抜き取り、滑り抵抗値を測定し、報告書を監督職員に**提出**しなければならない。

10. 受注者は、コンクリート（テラゾブロック）平板舗装で研磨タイプ・研磨ショットタイプ平板を使用する場合は、以下の各規定によるものとする。

(1) 研磨タイプ・研磨ショットタイプ平板JIS A 5411（テラゾ）の規定によるほか、以下の各規定によるものとする。

- ① 表面層に使用するセメントは、白色ポルトランドセメントとする。
- ② 表面層に用いる碎石は**設計図書**によるものとし製品の品質を損なわないものとする。粒度は0.25mm～9mmとし、粗細粒を均等に混合するものとする。
- ③ 色調及び出石率は、**設計図書**による指定色とし、出石率はJIS A 5411（テラゾ）の規定により試験を行いその値は50%以上でなければならない。
- ④ 仕上げは養生日数7日以後に研磨を行うこととしショットプラスト仕上げの場合は研磨後に行うものとする。平板の表面は、その質が緻密で有害な傷がなく、形状寸法が正しく、そりやゆがみがなく外観がよくななければならない。

- ⑤ 表面層の厚さは10mm以上とし、表面層の粗骨材の最大寸法は20mm以下とする。
- ⑥ ブロック表面のすべり抵抗値を本項 9 の規定により測定して監督職員に**報告**しなければならない。
11. 受注者は、コンクリート（テラゾブロック）平板舗装で白色珪砂入平板を使用する場合は、以下の各規定によるものとする。
- (1) 表面層に使用するセメントは白色及び普通ポルトランドセメントとし、白色 4 に対してして普通 6 の配合を基本とし、表面層には珪砂（4～6 号）を用い、モルタル（1：2）に混合するものとする。
- (2) 表面層の高さは10mm以上とし、裏面層に使用する粗骨材の最大寸法は20mmとする。
12. 受注者はつたい石の施工については、本項 8. コンクリート（テラゾブロック）平板舗装の規定によるものとする。
13. 受注者は、視覚障害者誘導用ブロック舗装の施工については、本条第 8 項コンクリート（テラゾブロック）平板舗装の規定によるものとする。敷設方法については、受注者は、**設計図書**に基づき監督職員と**協議**を行い、詳細敷設案を作成し、**承諾**を得るものとする。

道Ⅲ－２－３－12 構造物横取付工

受注者は、構造物横取付復旧の施工については、道Ⅰ－１－６－５アスファルト舗装、道Ⅰ－１－６－６コンクリート舗装の規定によるものとする。

第 4 節 排水構造物工（路面排水工）

道Ⅲ－２－４－１ 一般事項

1. 本節は、排水構造物工（路面排水工）として、側溝工、管渠工、街渠柵・マンホール工、集水柵工、街渠工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 路面排水工の施工にあたっては、道路土工・排水工指針の地下排水施設の施工、のり面排水施設の設計と施工、構造物の排水、施工時の排水の規定及び道路土工・施工指針の施工の規定によらなければならない。

道Ⅲ－２－４－２ 作業土工（床掘り、埋戻し）

作業土工の施工については、道Ⅰ－１－３－３第 4 項作業土工の規定によるものとする。

道Ⅲ－２－４－３ 側溝工

1. 受注者は、L 型側溝又は管(函)渠型側溝、プレキャスト U 型側溝の設置については、**設計図書**又は監督職員の**指示**する勾配で下流側又は、低い側から設置するとともに、底面は滑らかで様な勾配になるように施工しなければならない。
2. 受注者は、L 型側溝及び管(函)渠型側溝、プレキャスト U 型側溝のコンクリート製品の接合部について、取付部は、特に指定しない限り、セメントと砂の比が 1：3 の容積配分のモルタル等を用い、漏水のないように入念に施工しなければならない。
3. 受注者は、側溝蓋の施工にあたって材料が破損しないよう丁寧に行なわなければならない。

4. 現場打側溝の施工については、工事請負共通仕様書（共通）第3章 無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
5. 受注者は、側溝底面と集水桝との取付部に高低差が生じた時は、集水桝蓋を修正しなければならない。
6. 受注者は、沿道取付の施工については、以下の各規定によらなければならない。
 - (1) 受注者は、地先境界ブロック施工後に沿道の掘削跡の埋戻しを道－Ⅰ－1－3－3第4項作業土工の規定に準じて所定の高さまで仕上げた後、**設計図書**（設計図集 2.路面排水工（1）側溝工）により施工しなければならない。
 - (2) 受注者は、沿道取付施工に先立って、施工面を十分突固めて所定の高さとなるように不陸整正を行わなければならない。
 - (3) 受注者は、沿道取付におけるコンクリートの打込みについては工事請負共通仕様書（共通）第3章 無筋、鉄筋コンクリートの規定によらなければならない。
 - (4) 受注者は、コンクリート及びモルタルは、滞水しないよう排水勾配を付して仕上げなければならない。
 - (5) 受注者は、集水桝との取付部に高低差を生じた時は、集水桝蓋を修正しなければならない。
 - (6) 受注者は、沿道取付におけるアスファルト舗装については、道－Ⅰ－1－6－5アスファルト舗装工の規定によらなければならない。

道－Ⅲ－2－4－4 管渠工

1. 受注者は、管渠の布設について、以下の各規定によらなければならない。
 - (1) 管渠は、管路の途中に障害物が無いことを**確認**して下流側より施工しなければならない。
 - (2) 管渠は、所定の計画高に合わせて勾配をつけて、通りよく布設しなければならない。
 - (3) 管径、管種
 - ① 管径の標準は内径200mmとする。ただし、400mm未満の下水道本管へ接続する場合は、単独街渠桝として内径150mmとする。
 - ② 管種は下水道用硬質塩化ビニル管（J A W A S K－1）とし、既設施設の部分改良については監督職員と**協議**する。
 - (4) 勾配は管径150mmで1/100以上、管径200mmで1/200以上とする。
2. 受注者は、硬質塩化ビニル管の取扱について次の規定によるものとする。
 - (1) 管の運搬に際しては、管体の破損及び傷つきを防止するため、管と荷台の接触部、ロープなどの固定部及び管端部には、クッション材をはさむものとする。また、保管については、原則として屋内とし、やむをえず屋外に保管するときは、不透明シート等をかけ直射日光を避けるとともに、熱気がこもらないように風通しのよい状態を保ち、管に変形や曲がりが生じないようにしなければならない。
 - (2) 接着剤、樹脂系接合剤、滑材及びゴム輪等は、変質を避けるため冷暗所に保管するものとする。また、接着剤の取扱については、関係法令の定めを順守するものとする。

3. 受注者は、硬質塩化ビニル管の接合について、次の規定によるものとする。

- (1) 管の接合について、硬質塩化ビニル管の差し口をゴム輪受口に挿入するゴム輪接合とする。基礎構造については、**設計図書**（設計図集 2. 路面排水工 (2) 管渠工）の規定によらなければならない。
- (2) 管の接合前には、あらかじめ継手掘りを行い、接合部を乾いたウエス等で清浄し、ゴム輪接合用滑材をゴム輪表面及び差し口に均一に塗るものとする。ゴム輪接合 1 箇所あたりの滑材使用量は、表 2-16 によるものとする。

表Ⅲ-2-16 ゴム輪接合 1 箇所あたりの滑材使用量

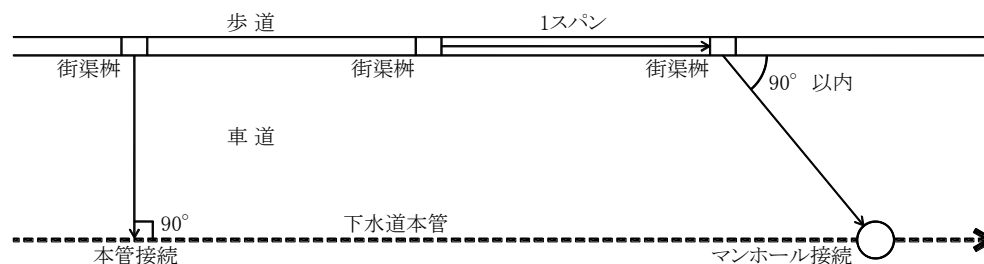
呼び径	使用量 (g)
150	20
200	25
300	50

- (3) 管の接合に際しては、挿入機及びてこ棒等を用いて標線位置まで挿入するものとし、チェックゲージ等によりゴム輪のねじれがないことを**確認**するものとする。
 - (4) 埋戻しに際しては、粒径20mm以上のれきを含まないものとし、石、がれきなど管に悪影響を及ぼすような固形物を一緒に埋め込まないようにし、管に変形や曲がりが生じないように、管の周辺を均等に締め固めるものとする。なお、管端は変形しないように適切な処置を講じるものとする。
 - (5) 埋戻しについては、道-I-1-3-3 第4項作業土工の規定によるものとする。
 - (6) 管の切断に際しては、電気のこぎり等により管軸に垂直に切断し、切断面に生じた切り欠き及び食い違いを平らに仕上げるとともに、管端の内外周を面取りするものとする。また、管には挿入標線を記入するものとする。
4. 受注者は、遠心力鉄筋コンクリート管の接合について、次の規定によるものとする。
- (1) コンクリートB管は、管接合前に継手部とゴム輪をよく清掃し、ソケット内面に滑り剤を塗布し、容易にさし込めるようにしたうえ、挿口をさし込む。挿口は所定の位置にゴム輪をはめ、さし込み深さが**確認**できるように印をつけておく。また、管とゴム輪の接着効果及び接着部の空隙充填効果を上げ、管路の止水性を確保するため、ゴム輪の溝に止水剤を適量塗布すること。
 - (2) 埋戻しについては、道-I-1-3-3 第4項作業土工の規定によるものとする。
5. 受注者は、陶管の接合について、次の規定によるものとする。
- (1) 陶管（標準管）の布設は水口を上流に向けて布設し、解縄継手モルタルは十分につめ込んで、入念に施工しなければならない。
 - (2) 陶管（圧縮ジョイント付管）の布設は、まず受口と挿口を清掃し、受口に滑り剤を塗布した後、その後水口を上流に向けて挿口を上げるようにして所定（挿口のくし目の上から2本目）の位置まで差し込まなければならない。
 - (3) 埋戻しについては、道-I-1-3-3 第4項作業土工の規定によるものとする。

6. 受注者は、街渠柵への管渠接続について、次の規定によるものとする。

(1) 勾配、角度

- ① 勾配は管径150mmで1/100以上、管径200mmで1/200以上とする。
- ② 取付角度は図Ⅲ－２－２によるものとし、90° とする。



図Ⅲ－２－２ 街渠柵への管渠の接続

(2) 上記の接続の方法により難しい場合は、監督職員と協議を行うものとする。

7. 受注者は、集水柵への管渠接続について、次の規定によるものとする。

(1) 管径、管種

- ① 管径は、内径150mm又は200mmとする。
- ② 管種は下水道用硬質塩化ビニール管（J A W A S K－1）とする。

(2) 接続の方法

接続の方法は、マンホール又は下水道本管に接続するものとする。なお下水道施設への接続については特に接続点に留意するものとする。

8. 受注者は、硬質塩化ビニル管の支管の接合については、次の規定によるものとする。

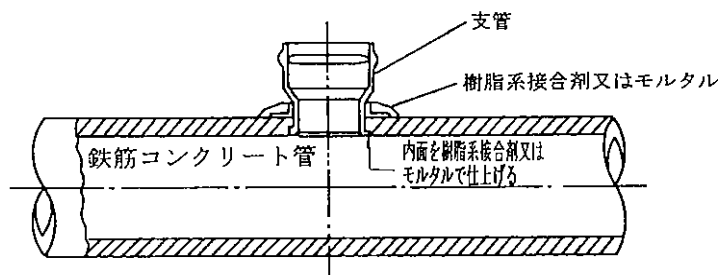
- (1) 工事請負共通仕様書（下水道施設土木工事編）の下－１－２－６－５取付管布設工の規定を原則とし、工事請負共通仕様書（下水道施設土木工事編）添付資料５の支管取付構造図・取付管工事一般図を参照すること。
- (2) 下水道本管に穿孔機を使用しなければならない。
- (3) 排水管と下水道管の接合には、支管を用いるものとし、下水道本管の材質に合ったものを使用しなければならない。なお、使用する支管は、90°支管を標準とするが、現場状況等により、これにより難しい場合は60°支管を使用することができる。
- (4) 支管の取付位置及び取付数は、以下のとおりとする。
 - ① 下水道本管の管頂を中心に120°の間に取り付けるものとする。
 - ② 下水道本管が、塩化ビニル管の場合（既設取付管及び排水管も考慮すること。）取付管（排水管）との間隔は、内径が200mmの場合は本管軸方向に中心間隔90cm以上、排水管等の内径が150mmの場合は中心間隔70cm以上を確保するものとする。
 - ③ 下水道本管がコンクリート管又は陶管の場合、（既設取付管及び排水管も考慮する。）本管1本につき1箇所を標準とし穿孔部は本管端部より20cm以上離すものとする。なお、コンクリート管の場合において、やむを得ず取付数が2箇所となる場合は、穿孔間隔を50cm以上確保するものとする。

④ 接合は樹脂系接合材又はモルタルにより行うものとする。なお、接合剤の使用量は表 2－17 によるものとする。

⑤ 支管の接合方法は図Ⅲ－2－3によるものとする。

表Ⅲ－2－17 90度支管取付け 1箇所当たり樹脂系接合材使用量(g)

取付け管及び径 本管呼び径	200
200～300	1,050
350～450	1,250

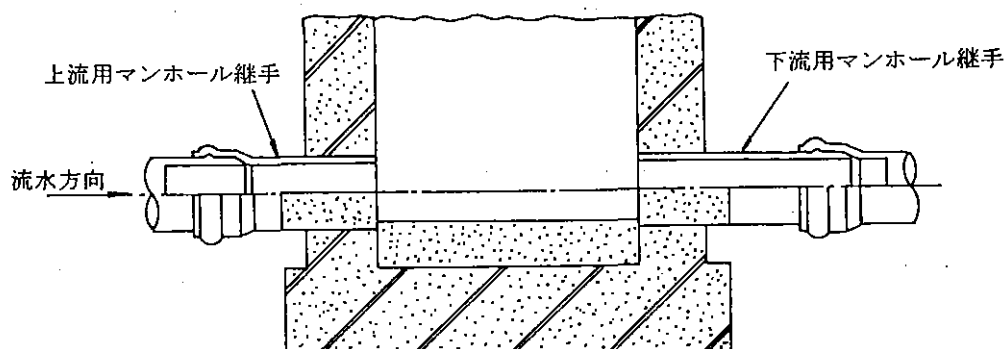


図Ⅲ－2－3 鉄筋コンクリート管及び陶管に対する接合

9. 受注者は、管渠継手の施工については、次の規定によるものとする。

(1) マンホールとの接合

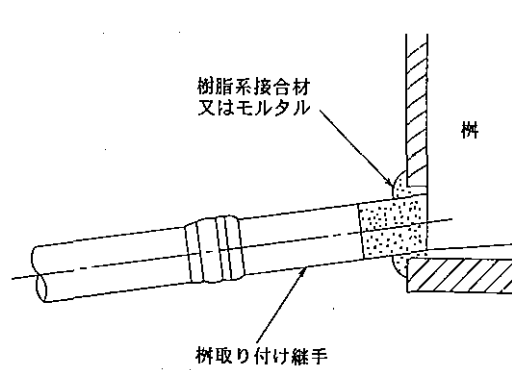
- ① 位置決めを正確に行い、継手と壁面のすき間を樹脂系接合剤又はモルタルで充填し、面仕上げを行うこと。
- ② マンホールとの接合は図Ⅲ－2－4によるものとする。



図Ⅲ－2－4 マンホールとの接合

(2) 枿との接合

- ① 調整管と継手を結合し、継手と枿孔のすき間に樹脂系接合剤又はモルタルをつめ込むこと。また、モルタルは樹脂系接合剤のような粘りが無いため、盛り付けた部分が落ちないように十分押さえ込んでおくこと。
- ② 枿の内面側は、枿の内面に合わせてきれいに仕上げること。
- ③ 枿との接合は、図Ⅲ－2－5によるものとする。



図Ⅲ-2-5 樹との接合

10. 受注者は、管渠閉塞の施工については、**設計図書**によるものとし、特に定めのない場合は、監督職員の**指示**によるものとする。

道Ⅲ-2-4-5 街渠樹・マンホール工

街渠樹・マンホール工の施工については、道Ⅲ-1-7-5街渠樹・マンホール工の規定によるものとする。

道ⅢⅤ-2-4-6 集水樹工

集水樹工の施工については、道Ⅲ-1-7-6集水樹工の規定によるものとする。

道ⅢⅤ-2-4-7 街渠工

街渠工の施工については、道Ⅲ-1-7-7街渠工の規定によるものとする。

道Ⅲ-2-4-8 ポーラスアスファルト舗装用路肩排水工

1. 受注者は、ポーラスアスファルト舗装用路肩排水工の施工にあたって底面は滑らかで不陸を生じないように施工するものとする。
2. 受注者は、ポーラスアスファルト舗装用路肩排水工の集水管（導水パイプ）の施工にあたっては浮き上がり防止措置を講ずるものとする。

第5節 縁石工

道Ⅲ-2-5-1 一般事項

1. 本節は、縁石工として作業土工、縁石工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、縁石工の施工にあたり、障害物がある場合などは、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

道Ⅲ-2-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、道Ⅰ-1-3-3第4項作業土工の規定によるものとする。

道Ⅲ-2-5-3 縁石工

縁石工の施工については、道Ⅰ-1-3-6縁石工の規定によるものとする。

第6節 踏掛版工

道Ⅲ-2-6-1 一般事項

1. 本節は、踏掛版工として作業土工、踏掛版工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、踏掛版工の施工にあたり、障害物がある場合などは、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
3. 受注者は、踏掛版工の施工については、**道路土工施工指針**の規定、道Ⅲ-2-6-4踏掛版工の規定によらなければならない。

道Ⅲ-2-6-2 材料

1. 踏掛版工で使用する乳材等の品質規格については、道Ⅰ-1-6-2アスファルト舗装の材料の規定によるものとする。
2. 踏掛版工で使用するラバーシューの品質規格については、**設計図書**によるものとする。

道Ⅲ-2-6-3 作業土工（床堀り・埋戻し）

作業土工の施工については、道Ⅰ-1-3-3第4項作業土工の規定によるものとする。

道Ⅲ-2-6-4 踏掛版工

1. 床堀り・埋戻しを行う場合は、道Ⅰ-1-3-3第4項作業土工の規定によるものとする。
2. 踏掛版の施工にあたり、縦目地及び横目地の設置については、道Ⅰ-1-6-6コンクリート舗装工の規定によるものとする。
3. 受注者は、ラバーシューの設置にあたり、既設構造物と一体となるように設置しなければならない。
4. 受注者は、アンカーボルトの設置にあたり、アンカーボルトは、垂直となるように設置しなければならない。

第7節 防護柵工

道Ⅲ-2-7-1 一般事項

1. 本節は、防護柵工として路側防護柵工、防止柵工、作業土工、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、防護柵を設置する際に、障害物がある場合などは、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
3. 受注者は、防護柵工の施工にあたって、**防護柵の設置基準・同解説4-1、防護柵設置要綱の施工の規定、道路土工・施工指針の施工**の規定、及び道Ⅰ-1-3-8防止柵工、道Ⅰ-1-3-9路側防護柵工の規定によらなければならない。

道Ⅲ-2-7-2 作業土工（床堀り・埋戻し）

作業土工の施工については、道Ⅰ-1-3-3第4項作業土工の規定によるものとする。

道Ⅲ-2-7-3 路側防護柵工

1. 路側防護柵工の施工については、道Ⅰ-1-3-9 路側防護柵工の規定によるものとする。
2. 受注者は、防護柵に視線誘導標を取り付ける場合は**視線誘導標設置基準同解説（昭和59年10月社団法人日本道路協会）**により取付けなければならない。

防護柵の規格は、**設計図書**によるものとする。

道Ⅲ-2-7-4 防止柵工

防止柵工の施工については、道Ⅰ-1-3-8 防止柵工の規定によるものとする。

道Ⅲ-2-7-5 ボックスビーム工

1. 受注者は、土中埋込み式の支柱を打込み機、オーガーボーリングなどを用いて堅固に建て込まなければならない。この場合受注者は、地下埋設物に破損や障害が発生させないようにするとともに既設舗装に悪影響を及ぼさないよう施工しなければならない。
2. 受注者は、支柱の施工にあたって設置穴を掘削して埋戻す方法で土中埋込み式の支柱を建て込む場合、支柱が沈下しないよう穴の底部を締固めておかななければならない。
3. 受注者は、支柱の施工にあたって橋梁、擁壁、函渠などのコンクリートの中にボックスビームを設置する場合、**設計図書**に定められた位置に支障があるとき又は、位置が明示されていない場合、監督職員と**設計図書**に関して**協議**して定めなければならない。
4. 受注者は、ボックスビームを取り付ける場合は、自動車進行方向に対してビーム端の小口が見えないように重ね合わせ、ボルト・ナットで十分締め付けなければならない。

道Ⅲ-2-7-6 車止めポスト工

1. 請負者は、車止めポストを設置する場合、現地の状況により、位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合には、監督職員と**設計図書**に関して**協議**しなければならない。
2. 受注者は、車止めポストの施工にあたって、地下埋設物に破損や障害が発生させないようにするとともに既設舗装に悪影響を及ぼさないよう施工しなければならない。

道Ⅲ-2-7-7 防護柵基礎工

1. 防護柵基礎工の施工については、工事請負共通仕様書（共通）第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。
2. 受注者は、防護柵基礎工の施工にあたっては、支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。

第8節 標識工

道－Ⅲ－2－8－1 一般事項

1. 本節は、標識工として小型標識工、大型標識工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、**設計図書**により標識を設置しなければならないが、障害物がある場合などは、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
3. 受注者は、標識工の施工にあたって、**道路標識設置基準・同解説第4章基礎及び施工**の規定、**道路土工・施工指針の施工**の規定、**道路付属物の基礎について**の規定、道－Ⅰ－1－3－7大型・小型標識工の規定、道－Ⅰ－1－3－3第4項作業土工の規定、道－Ⅰ－1－10－5土留・仮締切工の規定及び道路標識ハンドブックによらなければならない。

道－Ⅲ－2－8－2 材料

1. 受注者は、標識工で使用する標識の品質規格は、共－1－2－12－1道路標識及び区画線の規定によるものとする。
2. 標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621（一般用錆止めペイント）からJIS K 5628（鉛丹ジंकクロメート錆止めペイント2種）に適合するものを用いるものとする。
3. 標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）STK400、JIS A 5525（鋼管杭）SKK400及びJIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）SS400の規格に適合するものとする。
4. 受注者は、標識板には**設計図書**に示す位置にリブを標識板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。
5. 受注者は、標識板の下地処理にあたっては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。
6. 受注者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び**道路標識設置基準・同解説**による色彩と寸法で、標示しなければならない。

道－Ⅲ－2－8－3 小型標識工

小型標識工の施工については、道－Ⅰ－1－3－7大型・小型標識工の規定によるものとする。

道－Ⅲ－2－8－4 大型標識工

1. 大型標識工の施工については、道－Ⅰ－1－3－7大型・小型標識工の規定によるものとする。
2. 受注者は、支柱建て込みについては、標示板の向き、角度、標示板との支柱の通り、傾斜、支柱上端のキャップの有無に注意して施工しなければならない。
3. 受注者は、支柱建て込み及び標識板の取付けについては、付近の構造物、道路交通に特に注意し、支障にならないように努めなければならない。

第9節 区画線工

道－Ⅲ－2－9－1 一般事項

1. 本節は、区画線として、区画線工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、区画線工の施工にあたり、障害物がある場合などは、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

3. 受注者は、区画線工の施工にあたって、道路標識・区画線及び道路標示に関する命令、**道路土工施工指針の施工の規定**の規定、道Ⅲ-1-3-10区画線工の規定によらなければならない。

道Ⅲ-2-9-2 区画線工

1. 区画線工の施工については、道Ⅲ-1-3-10区画線工の規定によるものとする。
2. 区画線の**指示**方法について**設計図書**に示されていない事項は「道路標識・区画線及び道路標示に関する命令」により施工するものとする。
3. 路面標示の抹消にあたっては、既設標示を何らかの乳剤で塗りつぶす工法を取ってはならない。
4. ペイント式（常温式）に使用するシンナーの使用料は10%以下とする。

第10節 道路植栽工

道Ⅲ-2-10-1 一般事項

1. 本節は、道路植栽工として、道路植栽工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、道路植栽工の施工にあたり、障害物がある場合などは、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
3. 受注者は、道路植栽工の施工については、**道路緑化技術基準・同解説第4章設計・施工**の規定、**道路土工施工指針の施工**の規定、道Ⅲ-2-10-2道路植栽工の規定によるものとする。

道Ⅲ-2-10-2 道路植栽工

1. 受注者は、関連工事との工程調整のうえ、植栽の適期に施工しなければならない。
2. 受注者は、樹木の植付位置が、架空線、照明灯等、他の構造物との位置関係から**設計図書**と異なる場合は、配植図を作成し監督職員の**承諾**を得なければならない。
3. 受注者は新植した樹木等が、工事完成引渡し後、1年以内に枯死、樹形不良となった場合は、植栽した材料と同等又はそれ以上の規格のものと植替えるものとする。

ただし、移植樹木が同様の状態になった時は、各樹植別に植栽数量の15%を超えた分について、受注者が当初植え付けた樹木と同等又はそれ以上の規格のものと植替えるものとする。また、15%以下の枯れについては、原則として支給品にて再度植替えるものとする。

樹木等の枯死、又は、樹形不良となった場合の判定は監督職員と**立会**のうえ行うものとする。樹形不良の判定基準は、枯枝が樹冠部の2/3以上。又は、樹高の1/3以上主幹が枯れた場合とする。

ただし、地震、津波及び暴動上によると認められる場合は枯補償の対象外とする。

4. 受注者は、樹木の運搬にあたり枝幹等の損傷、はちくずれ等がないよう十分に保護養生を行わなければならない。

また、樹木の堀取り、荷造り及び運搬は1日の植付け量を考慮し、じん速かつ入念に行わなければならない。

なお、樹木、株物、その他植物材料であって、やむを得ない理由で当日中に植栽出来ない分は、仮植えるか又は、根部に覆土するとともに、樹木全体をシート等で被覆して、乾燥や凍結を防ぎ、品質管理万全を期さなければならない。

運搬中、樹木に回復不能な損傷及び原形を著しく損なうような枝折れ等を与えた場合は、同種同

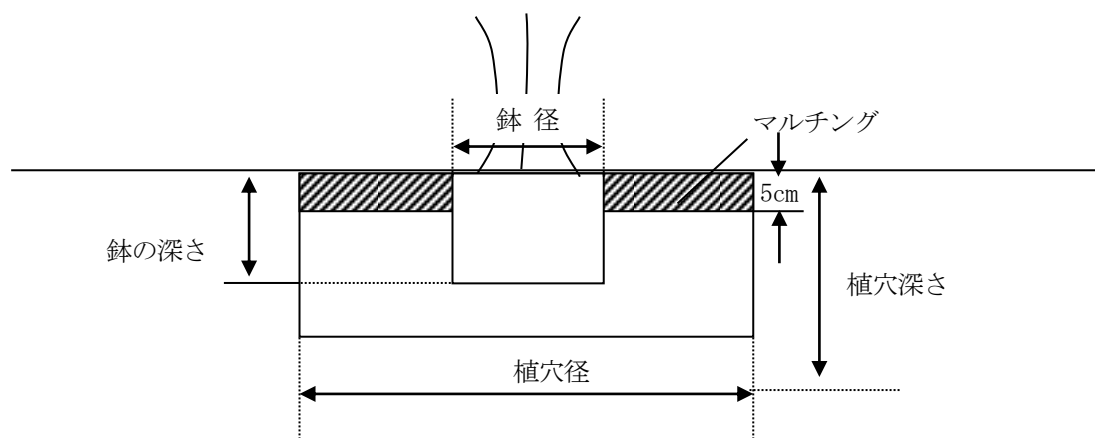
等品を補償すること。

5. 受注者は、植樹帯盛土の施工にあたり、植樹帯盛土の施工はローラ等で転圧し、客土の施工は客土を敷均した後、植栽に支障のない程度に締固め、所定の断面に仕上げなければならない。
6. 受注者は、植樹施工にあたり、**設計図書**及び監督職員の**指示**する位置に樹木類の鉢に応じて、植穴を掘り、瓦礫などの生育に有害な雑物を取り除き、植穴の底部は耕して植付けなければならない。
7. 受注者は、植栽地の土壤に問題があった場合は監督職員に**報告**し、必要に応じて客土、肥料、土壌改良剤を使用する場合は、根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行うものとする。

幹養生は主幹及び主枝の一部とし、別途**指示**する樹木については、わら又はこもを用いてわらなわ等で脱落しないよう丁寧に巻き付けなければならない。

また、蒸散抑制剤を使用する場合には、使用剤及び使用方法について、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得るものとする。

8. 受注者は、植穴の掘削については、湧水が認められた場合は、直ちに監督職員に**報告し指示**を受けなければならない。
9. 受注者は植え付けにあたっては、以下の各規定によらなければならない。
 - (1) 受注者は、植え付けについて、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意し、万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、直ちに応急措置を行い、関係機関への連絡を行うとともに、監督職員に**報告し指示**を受けなければならない。ただし、修後に関しては、受注者の負担で行わなければならない。
 - (2) 樹木植付けは、図Ⅲ－２－６及び表Ⅲ－２－１８に従い、植栽しようとする樹木に応じて相当余裕のある植穴を掘り、瓦礫、不良土等、有害な雑物を取り除き、植穴底部は耕して植付けなければならない。



図Ⅲ－２－６ 植穴断面図

表Ⅲ－2－18

形 状			中 低 木								高 木										
樹木形状寸法 (高木目通幹周高さ1.2m) (cm以上～cm未満)			高さ ～30	高さ30 ゝ 50	高さ50 ゝ 80	高さ 80 ゝ 100	高さ 100 ゝ 150	高さ 150 ゝ 200	高さ 200 ゝ 250	高さ 250 ゝ 300	目通 幹周 ～10	目通 幹周 10～ 15	目通 幹周 15～ 20	目通 幹周 20～25	目通 幹周 25～ 30	目通 幹周 30～ 35	目通 幹周 35～ 45	目通 幹周 45～ 60	目通 幹周 60～75	目通 幹周 75～90	
植 付 形 状 寸 法	鉢径	cm	15	17	20	22	26	30	35	40	33	38	47	57	66	71	90	113	141	170	
	鉢の深さ	cm	8	10	12	13	16	19	23	26	25	28	33	39	45	48	59	74	91	108	
	植穴径	cm	0.29	0.33	0.37	0.41	0.46	0.54	0.61	0.69	0.69	0.75	0.87	0.99	1.11	1.17	1.41	1.71	2.07	2.43	
	植穴深さ	cm	0.23	0.26	0.28	0.31	0.35	0.40	0.46	0.51	0.37	0.40	0.46	0.53	0.59	0.62	0.75	0.90	1.09	1.28	
	植穴容積	m ³	0.0150	0.0220	0.0300	0.0400	0.0570	0.900	0.1330	0.1880	0.090	0.140	0.270	0.440	0.650	0.760	1.340	2.280	3.700	5.450	
標準根鉢容積			m ³	0.0010	0.0020	0.0040	0.0050	0.0080	0.0130	0.0220	0.0320	0.017	0.028	0.061	0.110	0.170	0.210	0.400	0.740	1.320	2.080
残土処理（水鉢敷均）			m ³	0.0010	0.0020	0.0040	0.0050	0.0080	0.0130	0.0220	0.0320	0.017	0.028	0.061	0.110	0.170	0.210	0.400	0.740	1.320	2.080
客土量			m ³	0.0140	0.0200	0.0260	0.0350	0.0490	0.0770	0.1110	0.1560	0.073	0.112	0.209	0.330	0.480	0.550	0.940	1.540	2.380	3.370
客 土 量 明 細 書	A 型	掘削土使用量	m ³	0.0126	0.0180	0.0234	0.0315	0.0441	0.0693	0.0999	0.1404	0.066	0.101	0.188	0.297	0.432	0.495	0.846	1.386	2.142	3.033
		活性堆肥使用量	ℓ	1.40	2.00	2.60	3.50	4.90	7.70	11.10	15.60	7.3	11.2	20.9	33.0	48.0	55.0	94.0	154.0	238.0	337.0
		残土処理	m ³	0.0014	0.0020	0.0026	0.0035	0.0049	0.0077	0.0111	0.0156	0.007	0.011	0.020	0.033	0.048	0.055	0.094	0.154	0.238	0.337
	改 良 型 2 号	掘削土使用量	m ³	0.0084	0.0120	0.0156	0.0210	0.0294	0.0462	0.0666	0.0936	0.043	0.067	0.125	0.198	0.288	0.330	0.564	0.924	1.428	2.022
		パーライト使用量	ℓ	1.40	2.00	2.60	3.50	4.90	7.70	11.10	15.60	7.3	11.2	20.9	33.0	48.0	55.0	94.0	154.0	238.0	337.0
		珪藻土使用量	ℓ	1.40	2.00	2.60	3.50	4.90	7.70	11.10	15.60	7.3	11.2	20.9	33.0	48.0	55.0	94.0	154.0	238.0	337.0
		活性堆肥使用量	ℓ	2.80	4.00	5.20	7.00	9.80	15.40	22.20	31.20	14.6	22.4	41.8	66.0	96.0	110.0	188.0	308.0	476.0	674.0
		改良型混合材	ℓ	5.60	8.00	10.40	14.00	19.60	30.80	44.40	62.40	29.2	44.8	83.6	132.0	192.0	220.0	376.0	616.0	952.0	1348.0
		残土処理	m ³	0.0056	0.0080	0.0104	0.0140	0.0196	0.0308	0.0444	0.0624	0.029	0.044	0.083	0.132	0.192	0.220	0.376	0.616	0.952	1.348

注) 1. パーライトは、黒曜石系の粒径4～25mmのものを使用すること。

2. 珪藻土焼成粒は、円柱直径2mmのものを使用すること。

3. 客土改良材については、パーライト、珪藻土、活性堆肥の各材料による攪拌か、改良型混合材の使用のどちらかとする。

4. 改良型混合材は、パーライト：珪藻土：活性堆肥を25：2550%の割合で混合された製品の数量を示す。

(3) 植木立込みは、根鉢の高さを根の付け根の最上端が土に隠れる程度に間土等を用いて調節するが、深植えは絶対に避けなければならない。

また、現場に応じて見栄えよく、また樹木の裏表をよく見極めたうえ、植穴の中心に植付けなければならない。

(4) 寄植及び株物植付けは既植樹木の配置を考慮して全般に過不足のないよう配植しなければならない。

(5) 受注者は、植え付けまでの期間の樹木の損傷、乾燥、鉢崩れを防止しなければならない。

(6) 街路樹植付けの仕上げ面は、歩車道境界ブロック面より5cm下りを標準とし、その上に、マルチング材（活性堆肥）を平均厚5cmに敷均し、丁寧に仕上げること。ただし、水鉢は必要としない。マルチングの数量は、表Ⅲ－2－19によるものとする。

表Ⅲ－2－19 マルチング数量表

高木

1本当り

形式	A-1	A-2	A-3	A-4	A-5	A-6	A-7	A-8	A-9	A-10	A-11	A-12
ι	18.7	22.1	29.7	38.5	48.4	53.7	78.0	114.8	168.2	231.8	279.8	327.8
備考	目通 幹周	目通 幹周	目通 幹周	目通 幹周	目通 幹周	目通 幹周	目通 幹周	目通 幹周	目通 幹周	目通 幹周	目通 幹周	目通 幹周
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	10	15	20	25	30	35	45	60	75	90	105	120

中低木寄植え用

1株当り

形式	C-1	C-2	C-3	C-4	C-5	C-6	C-7	C-8	C-9	C-10	C-11
ι	12.5	10.0	8.3	7.1	6.3	5.6	5.0	4.5	4.2	3.1	2.0
備考 (株/㎡)	4	5	6	7	8	9	10	11	12	16	25

樹種、形状寸法によって㎡あたりの植株数が異なるため、監督職員に確認すること。

中低木単独植え用

1株当り

形式	D-1	D-2	D-3	D-4	D-5	D-6	D-7	D-8
ι	3.3	4.3	5.4	6.6	8.3	11.4	14.6	18.7
備考	高さ	高さ	高さ	高さ	高さ	高さ	高さ	高さ
	〃	30	50	80	100	150	200	250
	30	50	80	100	150	200	250	300

単独樹

形式	B-1	B-2	B-3
単独樹タイプ	I型	II型	III型
ι	45.0	75.0	90.0

(7) 排水不良や地下水位が高い場合等で悪条件の箇所がある場合の植付けは、別途の監督職員の協議内容で指示する通り必要な処置をとらなければならない。

(8) 植付けに際して、根を鋭利な刃物で切戻すこと。

- (9) 客土配合は、道路に植栽する場合は、改良型2号、公園に植栽する場合は、A型を標準とし、掘削土が、がれき、不良土等により使用できない場合は監督職員に**報告し指示**を受けなければならない。客土材料の明細は表Ⅲ－2－18によるものとする。
10. 受注者は、水極めについては、樹木に有害な雑物を含まない水を使用し、木の棒等につくなど、根の回りに間隙の生じないよう土を流入させなければならない。
11. 受注者は、埋戻し完了後は、地均し等を行い、根元の周囲に水鉢を切って十分灌水して仕上げなければならない。なお、根元周辺に低木等を植栽する場合は、地均し後に植栽する。
12. 受注者は、灌水にあたっては、下記の事項によらなければならない。
- (1) 灌水は、植付け後水鉢をこわさないよう注意して十分行わなければならない。
- (2) 夏季の灌水は正午前後の強い日光の照る時間帯はできるだけ避けるものとする。また寒中の灌水は暖かい日中に行い厳寒時は避けなければならない。
13. 受注者は、施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行わなければならない。
- 街路樹の場合は、地上高2.5m以下の枝はすべて切除することを原則とする。
14. 受注者は、添木の設置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と添木との取付け部は、杉皮等を巻きしゅろなわを用いて動かぬよう結束するものとする。
15. 受注者は、支柱取付けにあたっては、下記の事項によらなければならない。
- (1) 竹支柱の場合はすべて先端部を節止めとし、結束部には竹にのこぎり目を入れるなどして、なわの遊動を防がなければならない。
- (2) 三本支柱等は、樹幹、主枝及びその他丸太と交差する部分の2箇所以上で結束すること。
16. 受注者は、樹名板の設置について、添木及び樹木等に堅固に固定し、視認しやすい場所に据え付けなければならない。
17. 樹木名札は、原則として高木樹木の場合は5本に1枚取付け、低木樹木には1樹種（50mごと）に両側に1枚ずつ取付ける。名札規格及び取付けは、別途**指示**する通りに行わなければならない。
18. 底部が粘土を主体とした滞水性の地質の場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
19. 植栽箇所の掘削土その他の諸材料は一般交通の障害とならないよう速やかに処理しなければならない。
20. 受注者は、植樹帯保護柵の施工については、道－Ⅰ－1－3－8防止柵工の規定によるものとする。
21. 受注者は、植樹ブロックの施工については、道－Ⅰ－1－3－6縁石工の規定によるものとする。
- また、根囲い保護におけるグレーチングの施工にあたって材料が破損しないよう丁寧に施工しなければならない。
22. 樹木の支柱は、以下の各規定によらなければならない。
- (1) 支柱用丸太は、所定の支寸法を有し、割れ、腐食がない直材であって、皮はぎをした杉丸太の新材とする。
- (2) 杭に使用する丸太は、元口を先端加工し、見え掛け、切口及び横木は前面面取り仕上げとする。

- (3) 支柱用丸太は、監督職員が**承諾**する加圧注入防腐処理材とする。
- (4) 竹は2年生以上曲がりがなく、粘り強く、腐食、虫食い、変色等がないものでなければならない。
- (5) 杉皮は大節、穴、割れ、腐食等がないものでなければならない。
- (6) しゅろなわ、わらなわは、より合わせが均質で、強じんなものでなければならない。
23. 活性堆肥の品質は、表Ⅲ－2－20の規格に適合するものとする。

表Ⅲ－2－20 活性堆肥品質基準

項 目	基 準
有機物含有率	70 %以上
全窒素 (N) 含有率	1.2 以上
全リン酸 (P_2O_5) 含有率	0.5 %以上
全カリ (K_2O) 含有率	0.3 %以上
炭素率 (C/N 比)	35 以下
PH	5.5～7.5
塩基置換容量 (CEC)	70me/100g 以上
水分	60±5 %前後
幼植物試験	異常を認めない

- ① 各成分含有率及び塩基置換容量は乾物当りで示す。
- ② 有機物含有率は炭素 (C) 含有率を 1.7 倍して求める。
- ③ 全窒素含有率は硝酸態窒素 (NO_3-N) を含む。
- ④ 幼植物試験は二十日大根 (キュウリ、トマト) などの発芽・生育試験による。
- ⑤ 粒度は篩網のメッシュで、10 以上 20mm 未満で調整する。
24. 受注者は、幹巻きする場合は、こもまたは、わらを使用する場合、わら縄または、シュロ縄で巻き上げるものとし、天然繊維材を使用する場合は天然繊維材を重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。
25. 受注者は、施肥、灌水の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するとともに、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は、設計図書に関して監督職員と**協議**しなければならない。
26. 受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等を取り除いたりきれいに除草しなければならない。
27. 受注者は、施肥の施工については、所定の種類の肥料を根鉢の周りに過不足なく施用することとし、肥料施用後は速やかに覆土しなければならない。なお、肥料のための溝掘り、覆土については樹幹、樹根に損傷を与えないようにしなければならない。
28. 植栽植樹の植替え
- (1) 受注者は、植栽樹木等が工事完成引渡し後、1年以内に枯死または形不足となった場合には、当初植栽した樹木等と同等またはそれ以上の規格のもとに受注者の負担において植替えなければならない。
- (2) 植栽等の形姿不良とは、枯死が樹冠部の 2/3 以上となったもの及び通直な主幹をもつ樹木については、樹高のおおむね 1/3 以上の主幹が枯れたものとする。この場合の枯枝の判定については、確実に前記同様の状態となることが想定されるものも含むものとする。
- (3) 枯死または、形姿不良の判定は、発注者と受注者が**立会**のうえ行うものとし、植替えの時期については、発注者と**協議**するものとする。
- (4) 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動等の天災により、流失、折損、倒木した場合にはこの限りではない。

第11節 道路付属施設工

道－Ⅲ－2－11－1 一般事項

1. 本節は、道路付属施設工として、境界工、道路植栽工、道路付属物工、ケーブル配管工、ケーブル配線工、照明工、設備工、自転車駐車場工、信号機移設工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、道路付属施設工の設置にあたり、障害物がある場合などは**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。
3. 受注者は、道路付属施設工の施工にあたって、道路標識・区画線及び道路標示に関する命令、道路緑化技術基準・同解説第4章植栽の設計・施工の規定、視線誘導標設置基準・同解説第5章の施工の規定によらなければならない。

道－Ⅲ－2－11－2 材料

1. 道路植栽工で使用する客土は、植物の生育に適した土壌とし、有害な粘土、瓦礫、ごみ、雑草、ささ根等の混入していない現場発生土又は、購入土とするものとする。
2. 道路植栽工で使用する樹木類は、植樹に耐えるよう、あらかじめ移植または根回しした細根の多いもので、樹形が整い、樹勢が盛んな栽培品とし、**設計図書**に定められた形状寸法を有するものとする。
3. 受注者は、道路植栽工で使用する樹木類については、現場搬入時に監督職員の**確認**を受けなければならない。

また、必要に応じ現地（栽培地）において監督職員が**確認**を行うが、この場合監督職員が**確認**してもその後の掘取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。
4. 樹木類の形状寸法は、主として樹高、枝張り幅、幹周とする。

樹高は、樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高とし、一部の突き出した枝は含まないものとする。なお、ヤシ類の特殊樹にあつて「幹高」とする場合は幹部の垂直高とする。
5. 枝張り幅は、樹木の四方面に伸長した枝の幅とし、測定方法により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値であつて、一部の突き出し枝は含まないものとする。周長は、樹木の幹の周長とし、根鉢の上端より1.2m上りの位置を測定するものとし、この部分に枝が分岐しているときは、その上部を測定するものとする。また、幹が2本以上の樹木の場合においては、おのおのの幹周の総和の70%をもって幹周とする。なお、株立樹木の幹が指定本数以上あつた場合は、個々の幹周の太い順に順次指定数まで測定し、その総和の70%の値を幹長とする。
6. 道路植栽工で使用する肥料、土壌改良材の種類及び使用量は、**設計図書**によるものとする。なお、施工前に監督職員に品質証明等の確認を受けなければならない。
7. 道路植栽工で樹名板を使用する場合、樹名板の規格は、**設計図書**によるものとする。
8. 道路付属物工で使用するサイン柱の規格は、**設計図書**によるものとする。
9. 道路付属物工で使用するベンチの規格は、**設計図書**によるものとする。

10. ケーブル配管工、ケーブル配線工、照明工で使用する材料及び器具は、日本工業規格(JIS)、日本電気技術規格委員会承認規格(JESC)、日本電機工業会規格(JEM)、日本電球工業会規格(JEL)、日本電線工業会規格(JCS)、道路・トンネル照明器材仕様書([社]建設電気技術協会)、日本照明器具工業会規格(JIL)、消防法及びその他関係法令に適合し、電気用品安全法の適用をうけるものは技術基準に適合のものとする。

なお、機器及び材料は、種別毎にそれぞれ製作会社を統一しなければならない。

道一Ⅲ-2-11-3 境界工

1. 受注者は、境界杭及び境界鋸の施工にあたっては、原則として、杭の中心線が境界線と一致するよう施工しなければならない。
2. 受注者は、境界杭及び境界鋸の施工にあたっては、設置後動かないよう突固め等の処理を行わなければならない。
3. 受注者は境界の施工前及び施工後において、近接所有者の**立会**による境界**確認**を行うものとし、その結果を監督職員に**報告**しなければならない。
4. 受注者は、施工に際して近接所有者と問題が生じた場合、監督職員に**報告**するものとし、その処置について**協議**しなければならない。

道一Ⅲ-2-11-4 道路付属物工

道路付属物工の施工については、道一Ⅰ-1-3-11道路付属物工の規定によるものとする。

道一Ⅲ-2-11-5 ケーブル配管工

1. ケーブル配管工の施工にあたり、以下の各規定によらなければならない。
 - (1) 電線管及びガス管の切断部は、必ずリーマ仕上げを行わなければならない。なお、金属管の端口には、絶縁ブッシングを取り付けなければならない。
 - (2) 配管屈曲部は滑らかに曲げるとともに、その内側半径は管径の6倍以上としなければならない。ただし、管径36φ以上の場合はノーマルバンドを使用する（可とう電線管・FEPを除く）。照明柱（ボックス、ハンドホール含む）間の屈曲箇所は、直角曲がりでは3箇所以内としなければならない。また屈曲角度は90°を、屈曲角度の総和は270°を超えてはならない。なお、管の亘長が長く入線が困難と思われる場合は、監督職員の**承諾**を得てハンドホール（又はボックス）を設けなければならない。
 - (3) 配管の接続は、カップリング及びロックナット等を使用する。接続部はねじ込み突合せ及び締付けを十分行い、振動等ではずれたり雨水等が侵入したりすることのないよう完全に行わなければならない。
 - (4) 管のねじ切り部分及びその他加工等によるメッキのはく離部分には、防さび塗装を施さなければならない。
 - (5) 工事中は、管端口にキャップ等を取り付けて管内に雨水や塵芥等が侵入しないようにしなければならない。

- (6) 地中埋設配管には、「大阪市建設局電気配管」と印刷した管路識別用のビニルテープ（色オレンジ巾50mm）を、2m以内ごとに文字が読み取れるよう管路に対して直角に2回以上重ね巻きを行わなければならない。
- (7) 地中埋設配管を電柱等に立上げる場合には、地上3m以上までケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管（JIS C 8380 G型適合）で施工を行い、被覆に損傷を与えないように立ち上げなければならない。
また、管端口部には、コーキング材等で防水処理を行わなければならない。
- (8) ハンドホール内面の管端口部には、管内に水が侵入することのないよう管とケーブルの隙間をコーキング材で防水処理しなければならない。また、組立式ハンドホールの各ブロックの継ぎ目には、防水パテ又は防水モルタルを使用する。
- (9) 埋戻し又はコンクリート打込み等により、監督職員が施工後**確認**できない部分の配管を行った場合には、埋戻し、又はコンクリート打設をする前に監督職員の**確認**を受けなければならない。
- (10) 露出配管は、サドル又はハンガー等で堅固に支持し、その支持間隔は2m以下を標準とする。（ただし、屋外に使用するサドル又はハンガー等は、溶融亜鉛メッキ仕上げ又はステンレス製とする。）
- (11) プルボックスは、1.6mm厚以上の鋼板製とし（ただし、屋外露出用は溶融亜鉛メッキ仕上げ又はステンレス製とする。蓋取付けビスは、黄銅製又はステンレス製でなければならない。
- (12) 露出配管及び露出したプルボックス等は、すべて指示色の塗装をしなければならない。（ただし、ステンレス製は除くものとする。）なお、塗料はJIS K 5516（合成樹脂調合ペイント）の規格に適合したものとし、2回塗としなければならない。
- (13) 橋梁における配管工事は、美観と桁構造等を考慮し、特に注意して施工しなければならない。
- (14) 橋台と桁の接続部分等の伸縮箇所の配管には、シームレスチューブを使用しなければならない。
- (15) 配管完了後直ちに配管内の清掃を行い、水分、ゴミ等が入らないように管端口等を養生しなければならない。
- (16) FEP同士の接続は、直線接続材料を使用する。また、厚鋼電線管や硬質塩化ビニル電線管口等の異種材料との接続には、異種管接続材料を使用する。
- (17) FEPの端口には、ベルマウスを取り付けなければならない。
- (18) 照明用配管を基礎に立上げる場合は、コンクリート天端より10cm以上垂直に突き出しておくこと。

2. 鋼製電線管及び付属品は、表Ⅲ－２－21の規格に適合するものとする。

表 3－2－21 鋼製電線管の規格

名 称	規 格
鋼製電線管〔ねじなし電線管を除く〕	JIS C 8305
金属製可とう電線管	JIS C 8309
カップリング（電線管用）	JIS C 8330
ノーマルベンド（電線管用）	〃
ブッシング（電線管用）	〃
ロックナット（電線管用）	〃
絶縁ブッシング（電線管用）	〃
ユニオンカップリング（電線管用）	〃
コネクタ（電線管用）	〃
ユニバーサル（電線管用）	〃
コネクタ（金属製可とう電線管用）	JIS C 8350
カップリング（金属製可とう電線管用）	〃

3. 硬質塩化ビニル管及び付属品（耐衝撃性含む）は、表Ⅲ－２－22の規格に適合するものとする。

表Ⅲ－２－22 硬質塩化ビニル管等の規格

名 称	規 格
硬質塩化ビニル電線管	JIS C 8430
カップリング（硬質塩化ビニル電線管用）	JIS C 8432
コネクタ（硬質塩化ビニル電線管用）	〃
ノーマルベンド（硬質塩化ビニル電線管用）	〃
キャップ（硬質塩化ビニル電線管用）	〃
ボックス（硬質塩化ビニル電線管用）	JIS C 8435
ボックスカバー（硬質塩化ビニル電線管用）	〃

4. ケーブル保護管類は以下の規格に適合するものとする。

(1) 波付硬質合成樹脂管（FEP）

波付硬質合成樹脂管（以下FEP）及び付属品は、JIS C 3653（付属書1）の規格に適合するものとする。

(2) プラスチック被覆鋼管（APS）

APS管は、地中埋設配管に使用するもので配管用炭素鋼鋼管（JIS G 3452）の外面に耐蝕性、耐衝撃性に優れたポリエチレン二層被覆を施し、内面には合成樹脂系塗料を塗装してケーブルの引込み及び撤去が容易に行えるようにしたものである。

(3) シームレスチューブ

- ① シームレスチューブは露出配管等の施工において、電線管の接続部にかかる軸方向、上下左右、角度等の変移動をステンレスベロー管で吸収するもので防水性を併せ持たなければならない。また、材質は本体をSUS304製、両端コネクタは黄銅製を標準とする。

道－Ⅲ－２－11－６ ケーブル配線工

1. ケーブル配線工で使用する材料は、日本電線工業会規格（JCS）の環境調和型電線・ケーブル（E M電線・ケーブル）によるものとする。なお、同規格にないものは、表Ⅲ－２－23の規格に適合するものとする。

表Ⅲ－２－23 電線類の規格

名 称	規 格
600Vビニル絶縁電線（IV）	JIS C 3307
600V二種ビニル絶縁電線（HIV）	JIS C 3317
屋外用ビニル絶縁電線（OW）	JIS C 3340
引込用ビニル絶縁電線（DV）	JIS C 3341
600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル（VV）	JIS C 3342
制御用ケーブル	JIS C 3401
600Vポリエチレンケーブル	JIS C 3605
高圧架橋ポリエチレンケーブル	JIS C 3606
高圧引下用絶縁電線	JIS C 3609
耐火電線	消防庁告示
耐熱電線	〃
銅ブスバー	JIS H 3140